

○沖縄県警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令

(令和元年 8 月 20 日 沖縄県警察本部訓令第 16 号)

沖縄県警察官けん銃使用及び取扱いに関する訓令（平成 18 年 3 月 31 日 沖縄県警察本部訓令第 5 号）の全部を改正する。

第 1 条 この訓令は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和 37 年 国家公安委員会規則第 7 号。以下「規範」という。）の運用及び拳銃関係事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（警務部長の責務）

第 2 条 警務部長は、沖縄県警察における拳銃等（拳銃、たま及びこれらの附属品をいう。以下同じ。）の管理及び保管取扱いに関し、次条に規定する管理責任者を指揮監督する。

2 警務部長は、前項に規定する拳銃等の種別、型式、番号、数量及びその所在を明らかにしておかなければならない。

（管理責任者）

第 3 条 規範第 17 条第 1 項に規定する拳銃等の管理責任者は、次に掲げる者とする。

（1） 警察本部（警察学校及び警備部機動隊（以下「機動隊」という。）を除く。）

警務部警務課長

（2） 警察学校 校長

（3） 機動隊 隊長

（4） 警察署 署長

2 管理責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

（1） 警察本部長（以下「本部長」という。）に対する拳銃等の貸与及び返納の申請

（2） 警察官個人に対する拳銃等の貸与及び貸与換え

（3） 保管中の拳銃等の引継ぎ及び出納状況の確認

（4） たまの交付申請及び撃ちがら薬きょう等（撃ちがら薬きょう、不発弾及び銃用雷管（火薬類取締法（昭和 25 年 法律第 149 号）第 2 条第 1 項第 3 号イに規定する銃用雷管をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の返納

（5） 前各号に掲げる事務のほか、命ぜられた部署における拳銃等の管理及び監督に係るもの

（副管理責任者）

第 4 条 管理責任者の下に副管理責任者を置き、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（1） 警察本部（警察学校及び機動隊を除く。） 警務部警務課次席

（2） 警察学校 副校長

（3） 機動隊 副隊長

（4） 警察署 副署長

2 副管理責任者は、前条第 2 項に規定する管理責任者の事務を補佐するとともに、次条に規定する取扱責任者を指導監督するものとする。

(取扱責任者)

第5条 規範第18条第1項に規定する管理責任者が指定する拳銃等の取扱責任者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警察本部(警察学校及び機動隊を除く。) 警務部警務課課長補佐(装備担当)
 - (2) 警察学校 校長補佐(教務担当)
 - (3) 機動隊 隊長補佐(総務担当)
 - (4) 警察署 警務課長
- 2 警察署の管理責任者は、必要により、前項第4号に規定する取扱責任者のほかに警部又は警部補を配置する交番(警備派出所を含む。以下同じ。)の長を取扱責任者に指定することができる。
- 3 取扱責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。
- (1) 保管命令(第12条第1項に規定する拳銃等の保管の命令をいう。)、保管依頼(第13条に規定する拳銃等の保管の依頼をいう。)及び保管委託(第14条第1項に規定する拳銃等の保管の委託をいう。)を受けた拳銃等の保管及び引継ぎ
 - (2) 拳銃の個人用保管箱(拳銃等を個人別に収納するために区画された収納庫をいう。以下同じ。)の指定
 - (3) 拳銃等保管庫の鍵の保管及び引継ぎ
 - (4) 予備鍵の保管
 - (5) 保管中の拳銃等及び撃ちがら菓きょう等の保管
 - (6) 拳銃等の出納状況の検査
- 4 当直責任者(沖縄県警察の処務に関する訓令(昭和47年沖縄県警察本部訓令第3号)第32条第3項に規定する者をいう。以下同じ。)は、当直勤務時間(沖縄県警察の処務に関する訓令第33条に規定する当直の勤務時間をいう。以下同じ。)において取扱責任者の事務を代行する。

(代理者)

第6条 規範第18条第4項に規定する取扱責任者が不在の場合にあらかじめ指定する代理者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警察本部(警察学校及び機動隊を除く。) 警務部警務課装備第一係長及び装備第二係長
 - (2) 警察学校及び機動隊 総務係長
 - (3) 警察署 警務係長
- 2 警察署の管理責任者は、前条第2項の規定により取扱責任者を指定した場合は、原則として当該部署の巡査部長以上の階級にある警察官のうちから、その代理者を指定しなければならない。
- 3 警察署の当直責任者は、前条第4項の規定により取扱責任者の事務を代行する場合は、あらかじめその日の当直勤務員のうち上位の階級にある者の中から、その代理者を指定することができる。
- 4 前3項に規定する代理者は、取扱責任者若しくは当直責任者が指示した場合又は不在の場合にその事務を代行するものとする。

(訓練責任者)

第7条 規範第16条第1項に規定する訓練の実施責任者（以下「訓練責任者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 警察本部 各所属長
 - (2) 警察署 署長
- (貸与手続)

第8条 管理責任者に対する拳銃等の貸与権者は本部長とし、警察官個人に対する拳銃等の貸与権者は管理責任者とする。

- 2 管理責任者は、拳銃等の貸与を受けようとする場合は、拳銃等貸与申請書（様式第1号）により本部長に申請するものとする。この場合において、警務部警務課長以外の管理責任者は、警務部警務課長を経由して申請するものとする。
- 3 本部長は、前項に規定する申請を受けた場合は、その必要数を管理責任者に貸与するものとする。この場合において、警務部警務課長は、当該貸与に係る拳銃に拳銃等交付書（様式第2号）を添付し、当該管理責任者に交付するものとする。
- 4 管理責任者は、次に掲げる場合は、当該管理責任者が保管している拳銃等のうちから、警察官の職務内容に応じた拳銃等を貸与又は貸与換え（以下「貸与等」という。）するものとする。

- (1) 人事異動により所属に警察官が配置された場合
- (2) 休職中の警察官が復職した場合
- (3) 警察官の配置換え等によりけん銃等を貸与換えする必要がある生じた場合

- 5 管理責任者以外の警察本部の所属長（以下「管理責任者外所属長」という。）は、所属の警察官が、前項の規定による拳銃等の貸与等を受ける必要がある場合は、拳銃等貸与・返納（警察本部）申請書（様式第3号）により、事前に警務部警務課長に貸与を申請するものとする。

(拳銃等管理システム)

第9条 管理責任者は、拳銃等を適正に管理するため、拳銃等管理システム（以下「システム」という。）に、次の各号に掲げる事項を入力するものとする。

- (1) 拳銃の種別、名称、型、番号、口径及び銃身長
- (2) 被貸与者の氏名及び階級
- (3) 拳銃の発射弾数
- (4) 拳銃の精密手入れ実施日

- 2 システムは、常に最新の内容となるよう、拳銃等の貸与等に変更がある都度、必要な修正を行うものとする。

(一時貸与換え等)

第10条 管理責任者は、拳銃射撃訓練、拳銃の修理等の理由により、拳銃の一時的な貸与又は一時的な貸与換え（以下「一時貸与換え等」という。）をする必要がある場合は、拳銃一時貸与換え等簿（様式第4号）に所要事項を記入し、一時貸与換え等を行うものとする。この場合において、前条第2項の修正は要しないものとする。

(保管)

第11条 拳銃等は、警察本部庁舎、警察署等必要な所属に設置された拳銃等保管庫内（以下「保管庫内」という。）の個人用保管箱又は共用保管庫（複数の拳銃等を同時に収納す

るための小型の収納庫をいう。以下同じ。)に収納し、施錠して保管しなければならない。ただし、地域警察官、機動捜査隊員、機動隊員等の勤務日における休憩、仮眠等のため、一時的に拳銃等を携帯しない場合又は警備活動等のため、保管庫内に保管できない場合は、交番、駐在所その他警察が管理する施設内に設置した共用保管庫に施錠して保管することができる。

- 2 予備だま(第20条に規定するものをいう。)及び銃用雷管は、保管庫内の共用保管庫又はキャビネットに施錠して保管しなければならない。

(保管命令)

第12条 管理責任者は、規範第18条第2項各号のいずれかに該当する場合は、取扱責任者に拳銃等の保管を命じ、当該保管の理由がなくなった場合は、その解除を命じなければならない。この場合において、心神に故障を来した警察官の拳銃等の保管を命ずるとき及び当該命令を解除するときの事務処理要領については、別に定める。

- 2 管理責任者は、前項の規定により、保管又はその解除を命じた場合は、拳銃等保管命令・解除報告書(様式第5号)により、本部長に報告するものとする。
- 3 取扱責任者は、第1項の規定により拳銃等の保管又は解除を命ぜられた場合は、拳銃等保管命令簿(様式第6号)に所要事項を記入するものとする。
- 4 管理責任者外所属長は、所属の警察官が、規範第18条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当すると認める場合にあっては拳銃等の保管の命令を、当該保管の命令の理由がなくなつたと認める場合にあってはその解除を、拳銃等保管命令・解除要請書(様式第7号)により、警務部警務課長に要請するものとする。
- 5 警務部警務課長は、前項の要請に基づき保管の命令又はその解除をした場合は、当該要請を行った所属長に、当該保管の命令又は解除に係る拳銃等保管命令・解除報告書の写しを送付するものとする。

(保管依頼)

第13条 警察官は、次に掲げる場合は、取扱責任者に拳銃等の保管の依頼(以下「保管依頼」という。)をしなければならない。

- (1) 勤務に従事しない場合又は勤務に従事する場合であっても第23条及び規範第11条第1項ただし書の規定により拳銃等を携帯しないとき。
- (2) 交番又は駐在所に勤務する警察官が、旅行、外泊その他の理由により拳銃等を携帯しないで勤務地を離れる場合。ただし、遠隔地にある交番又は駐在所に勤務する警察官が、緊急に勤務地を離れる必要があり、保管依頼をするいとまがない場合は、管理責任者は、次に掲げる要件を総合的に判断して、保管依頼以外の適切な方法で保管することを承認することができる。
 - ア 保管場所が適当であること。
 - イ 保管について他の勤務員による管理が確実に行われる状況であること。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、個人で保管することが不適当であると管理責任者が認めた場合

(保管委託)

第14条 所属長は、拳銃等の保管を他の管理責任者に委託(以下「保管委託」という。)する必要がある場合は、拳銃等保管委託申請書(様式第8号)により、当該保管委託を受

ける所属（以下「保管所属」という。）の管理責任者の承認を得るものとする。

- 2 他の管理責任者から保管委託を受けて保管した拳銃等の管理責任にあつては保管所属の管理責任者が、取扱責任にあつては保管所属の取扱責任者が負うものとする。
- 3 保管委託を受けた拳銃等に係る第19条の規定による拳銃等の出し入れに関する事務については、保管所属において処理するものとする。

（当直責任者への引継ぎ）

第15条 取扱責任者は、当直勤務時間における拳銃等の保管及び出し入れについては、当直責任者に引き継がなければならない。

- 2 当直責任者は、当直勤務時間における拳銃等の保管及び出し入れについて、その責めに任ずるものとし、当直勤務を終えた場合は、取扱責任者にこれを引き継がなければならない。
- 3 前2項に規定する拳銃等の引継ぎは、拳銃等確認引継書（様式第9号）により行わなければならない。

（鍵の保管）

第16条 拳銃等保管庫の鍵は、施錠設備のあるキャビネット又は机の引き出しに保管し、確実に施錠しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該キャビネット又は机の引き出しの鍵は、適切に保管しなければならない。
- 3 拳銃等保管庫の鍵を携行する場合は、鍵ひもをベルト又はベルト通しひもに結束して携行しなければならない。

（鍵の引継ぎ）

第17条 取扱責任者は、当直責任者に拳銃等保管庫の鍵を引き継ぐ場合は、直接手交しなければならない。この場合において、当直責任者から取扱責任者に当該鍵を引き継ぐときも同様とする。

（拳銃等保管庫への立入り）

第18条 拳銃等保管庫への立入りは、2人以上で行わなければならない。ただし、管理責任者又は副管理責任者が立ち入る場合は、この限りでない。

（出し入れ）

第19条 取扱責任者は、保管依頼又は保管委託を受けた拳銃等を保管庫から出し入れする場合は、拳銃等の出し入れを求める警察官に対し、拳銃等保管（出し入れ）簿（様式第10号）に所要事項の記載を求めるとともに、合札（様式第11号）及び個人用保管箱の鍵（以下「合札等」という。）を確認（合札等を交付していない場合を除く。次項において同じ。）した上で出し入れしなければならない。

- 2 次の各号に掲げる場合は、拳銃等出し入れ一覧（様式第12号）への記載及び合札等の確認により拳銃等の出し入れをし、前項に規定する拳銃等保管（出し入れ）簿への記載を要しないものとする。

- (1) 点検等で一時的に拳銃等の出し入れを行う場合
- (2) 緊急に拳銃等を出し入れする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理責任者の承認があつた場合

- 3 前項の拳銃等出し入れ一覧は、当該出し入れを行った日の拳銃等確認引継書に出し入

れた丁数を計上するとともに、拳銃等保管（出し入れ）簿に添付するものとする。

- 4 取扱責任者は、拳銃等の点検、手入れその他の理由により保管中の拳銃等の出し入れを行う必要があると認める場合は、第6条第1項又は第2項に規定する代理者に当該拳銃等の出し入れを行わせることができる。

（予備だま）

第20条 警察官に貸与されたたまのうち、規範第13条の規定により、装てん又は弾倉に充てんするたま以外のたま（以下「予備だま」という。）は、取扱責任者において保管するものとする。

- 2 警察官は、管理責任者が必要と認めて指示した場合は、前項に規定する予備だまを携帯しなければならない。この場合において、予備だまは、予備だま入れに入れるものとする。

（出納状況の把握）

第21条 管理責任者は、次に掲げる場合は、拳銃出納簿（様式第13号）、たま出納簿（様式第14号）及び附属品出納簿（様式第15号）に所要事項を記載し、拳銃等の出納状況を明らかにしておかなければならない。

- （1） 第8条第3項の規定により、本部長から拳銃等の貸与を受けた場合
- （2） 第22条第2項の規定により、本部長に拳銃等を返納した場合
- （3） 第31条第1項の規定により、本部長からたまの交付を受けた場合
- （4） 第32条第1項の規定により、本部長に撃ちがら薬きょう、不発弾又は銃用雷管を返納した場合

（拳銃等の返納）

第22条 警察官は、規範第20条各号に規定する場合、他の所属に人事異動を命ぜられた場合又は管理責任者から拳銃等の返納を命ぜられた場合は、速やかに貸与された拳銃等を管理責任者に返納しなければならない。この場合において、管理責任者外所属長は、所属の警察官の拳銃等を拳銃等貸与・返納（警察本部）申請書により警務部警務課長に返納を申請するものとする。

- 2 管理責任者は、人事異動等により、自己が管理する拳銃等に余剰が生じた場合で、当該拳銃等を自己が管理する必要がないと判断したときは、当該拳銃等を拳銃等返納書（様式第16号）により本部長に返納しなければならない。この場合において、警務部警務課長以外の管理責任者は、警務部警務課長を経由して返納するものとする。

（拳銃の携帯を必要としない場合）

第23条 規範第11条第1項第9号の規定により、拳銃の携帯を必要としない場合として本部長が認めるものは、次に掲げるとおりとする。

- （1） 広報活動に専従する場合
- （2） 大衆運動等の警備に従事する場合。ただし、事案の内容により拳銃を携帯する必要があると本部長が認めた場合は、この限りでない。
- （3） 前2号に掲げる場合のほか、職務の性格、内容等から拳銃を携帯する必要があると本部長又は所属長が認めた場合

（安全ゴムの着装）

第24条 回転式拳銃を貸与されている警察官は、引金に安全ゴムを着装するものとする。

2 拳銃に装着された安全ゴムは、次の場合を除き、取り外さないものとする。

- (1) 法令に定める拳銃使用が予想される場合
- (2) 法令に定めるところにより、拳銃を撃つ場合
- (3) 一斉点検により、安全ゴムの点検を行う場合
- (4) 拳銃操法を行う場合
- (5) 拳銃の手入れを行う場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本部長又は所属長が必要と認めて指示した場合
(手入場所の指定)

第25条 管理責任者は、所属の警察官の拳銃の手入れ場所として事故防止上安全な場所を指定するものとする。

(普通手入れ)

第26条 規範第27条の規定による拳銃の普通手入れは、取扱責任者又は第6条第1項若しくは第2項に規定する代理者の指導の下に前条の規定により指定された場所において行わなければならない。

(精密手入れ及び修理)

第27条 規範第28条第1項の規定による拳銃の精密手入れは、警務部長が必要の都度、指示して行うものとする。

2 管理責任者は、その管理する拳銃に故障若しくは損傷があつて修理を必要とする場合又は規範第28条第2項の規定により警察官から精密手入れの要求があつた場合は、拳銃修理・精密手入れ申請書(様式第17号)により本部長に申請しなければならない。この場合において、警務部警務課長以外の管理責任者は、警務部警務課長を経由して申請するものとする。

(定期検査)

第28条 管理責任者は、毎月1回以上、取扱責任者を立ち会わせて、拳銃等の保管、手入れ等の状況を検査しなければならない。ただし、やむを得ない事情により管理責任者が検査を行うことができない場合は、取扱責任者にこれを代行させることができる。

2 前項の検査において発見した不備、損傷等については、速やかに適切な処置を講じなければならない。

(使用、亡失及び損傷報告)

第29条 所属長は、規範第10条第1項及び第2項の規定による報告を受けた場合は、その状況を拳銃使用(事故)報告書(様式第18号)により、警察本部主管所属長(拳銃を使用した警察官が所属する部門の事務を所管する所属の長をいう。)を経由して、直ちに本部長に報告しなければならない。

2 管理責任者は、規範第23条第1項の規定による報告を受けた場合は、その状況を前項に規定する拳銃使用(事故)報告書又は拳銃等損傷報告書(様式第19号)により、直ちに本部長に報告しなければならない。この場合において、警務部警務課長以外の管理責任者は、警務部警務課長を経由して報告するものとする。

3 警察官は、規範第4条又は第5条の規定に基づき、拳銃を取り出し、又は構えた場合は、その状況を直ちに所属長に報告し、当該報告を受けた所属長は、これを警務部教養課長を経由して、直ちに本部長に報告しなければならない。

(亡失けん銃等の発見報告)

第30条 管理責任者は、亡失した拳銃等を発見した場合は、亡失拳銃等発見報告書(様式第20号)により、直ちに本部長に報告しなければならない。この場合において、警務部警務課長以外の管理責任者は、警務部警務課長を経由して報告するものとする。

(たまの交付申請)

第31条 管理責任者は、拳銃を撃った場合その他新たにたまの交付を必要とする場合は、たま交付申請書(様式第21号)により本部長に申請するものとする。この場合において、警務部警務課長以外の管理責任者は、警務部警務課長を経由して申請するものとする。

2 拳銃射撃訓練のため、たまの交付を必要とする場合は、前項の規定を準用する。この場合において、「管理責任者」を「訓練責任者又は警務部教養課長」に読み替えるものとする。

(撃ちがら薬きょう等の返納)

第32条 管理責任者は、拳銃を撃った場合の撃ちがら薬きょう等を撃ちがら薬きょう等返納書(様式第22号)により本部長に返納しなければならない。この場合において、警務部警務課長以外の管理責任者は、警務部警務課長を経由して返納するものとする。

2 拳銃射撃訓練に使用した撃ちがら薬きょう等の返納手続は、前項の規定を準用する。この場合において、「管理責任者」を「訓練責任者又は警務部教養課長」に読み替えるものとする。

(事務担当課)

第33条 規範の運用に関する事務の担当課は、次に掲げる所属とする。

(1) 拳銃等の保管及び管理に関する事務 警務部警務課

(2) 前号に掲げる事務以外の事務 警務部教養課

(保存期間)

第34条 この訓令に規定する様式の保存期間は、別表のとおりとする。ただし、心神に故障を来した警察官の拳銃等の記録に係る保管に関し別に定めるところにより、拳銃等保管命令・解除報告書、拳銃等保管命令簿及び拳銃等保管命令・解除要請書を保存する場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

別表(第34条関係)

[別紙参照]

様式第1号(第8条関係)

拳銃等貸与申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

拳銃等交付書

[別紙参照]

様式第3号（第8条・第19条関係）

拳銃等貸与・返納（警察本部）申請書

[別紙参照]

様式第4号（第10条関係）

拳銃一時貸与換え等簿

[別紙参照]

様式第5号（第12条関係）

拳銃等保管命令・解除報告書

[別紙参照]

様式第6号（第12条関係）

拳銃等保管命令簿

[別紙参照]

様式第7号（第12条関係）

拳銃等保管命令・解除要請書

[別紙参照]

様式第8号（第14条関係）

拳銃等保管委託申請書

[別紙参照]

様式第9号（第15条関係）

拳銃等確認引継書

[別紙参照]

様式第10号（第19条関係）

拳銃等保管（出し入れ）簿

[別紙参照]

様式第11号（第19条関係）

合札

[別紙参照]

様式第12号（第19条関係）

拳銃等出し入れ一覧
[別紙参照]

様式第13号（第21条関係）

拳銃出納簿
[別紙参照]

様式第14号（第21条関係）

たま出納簿
[別紙参照]

様式第15号（第21条関係）

附属品出納簿
[別紙参照]

様式第16号（第22条関係）

拳銃等返納書
[別紙参照]

様式第17号（第27条関係）

拳銃修理・精密手入れ申請書
[別紙参照]

様式第18号（第29条関係）

拳銃使用（事故）報告書
[別紙参照]

様式第19号（第29条関係）

拳銃等損傷報告書
[別紙参照]

様式第20号（第30条関係）

亡失拳銃等発見報告書
[別紙参照]

様式第21号（第31条関係）

たま交付申請書
[別紙参照]

様式第22号（第32条関係）

撃ちがら菓きょう等返納書

[別紙参照]